
第4章

再生資源・中古品貿易の中継地としての香港

小島 道一・吉田 綾



上：香港の港に到着した古紙や廃プラスチックなどを積み替えるところ。コンテナ詰めされ陸路で移送される。2004年10月、吉田綾撮影。

右：香港内で回収され、ボール状にまとめられたPETボトルや缶など。中国に輸出される。2004年1月、小島道一撮影。



はじめに

自由貿易港である香港は、アジア地域における国際的物流の有数の中継地としての役割を担ってきた。特に、中国と日本やアメリカ、ヨーロッパとの貿易の中継地となっているが、再生資源の越境移動に関しても、香港は中国への窓口として機能している。

第1節 再生資源の輸出入

香港の貿易統計は、輸出、輸入と同時に、再輸出の統計が発表されている。地場輸出と再輸出の区別は、輸出時の付加価値が、F O B 価格（船積み渡し価格：運賃や保険料を除いた商品価格）の25%以上か未満かどうかを目安にしているという⁽¹⁾。再生資源についても、地場輸出と再輸出の両方の統計をとることが可能である。輸入には、再輸出の量は含まれていない。

鉄スクラップは、2003年に約20万トンが輸入された。再輸出は11万トンで、そのうちの94%が中国向けとなっている。輸出全体では137万トン、うち83%が中国向けである。中国の輸入量に占める香港経由の割合は17.7%となっている。

銅スクラップは、2003年に約11万トンが輸入された。一方、輸出は33万トン、そのうちの約96%が中国向けとなっている。また、輸出全体に占める再輸出の割合は、約84%に達している。中国の輸入量に占める香港経由の割合は、9.5%となっている。

廃プラスチックは、鉄スクラップや銅スクラップ等に比べ、取引量が格段に大きく、2003年の輸入量は222万トン、輸出量は172万トンである。香港側から見て、再輸出先・地場輸出先は、共に99%が中国となっている。2003年の中国の輸入量は302万トンであり、約57%が香港経由および香港で発生した（香港の地場輸出を含む）廃プラスチックとなっている。

有害廃棄物の輸出入については、後述するように環境保護署の事前承認が必要となっている。2003年には、廃ニッカド電池41トンを韓国に、貴金属を含

んだ灰229トン进行イタリアに輸出している。2003年には、有害廃棄物の輸入はなかったが、2001年および2002年には、中国から、廃溶剤や廃メッキ溶液等が輸入されている。件数的にも、量的にも、香港から輸出入される有害廃棄物よりも、香港を経由する有害廃棄物が多くなっている。例えば2001年から2003年にかけてでは、韓国や日本からヨーロッパへ、マレーシアから日本へ

表4-1 廃プラスチックの中国の輸入、香港の中国向け輸出

(単位：千トン)

	中国の輸入統計		香港の中国向け輸出統計		
	世界計	香港	再輸出	地場輸出	合計
1994	374	79	642	297	939
1995	559	84	740	285	1025
1996	212	18	667	193	861
1997	450	74	697	147	845
1998	654	108	930	177	1107
1999	1388	312	1201	129	1330
2000	2007	880	1424	150	1574
2001	2225	1124	1271	207	1479
2002	2457	1293	1429	155	1585
2003	3024	994	1540	187	1728

(出所) 中国と香港の貿易統計による。

表4-2 香港を経由した有害廃棄物

年	廃棄物の種類	量	輸出元	輸出先
2001	金属水酸化物スラッジ	1008トン	マレーシア	日本
2001	ニッケル酸化物	25トン	マレーシア	日本
2001	錫・金属酸化物	230トン	日本	イギリス
2001	PCB含有変圧器	115トン	韓国	オランダ
2002	金属水酸化物スラッジ	1000トン	マレーシア	日本
2002	PCB含有変圧器	31トン	韓国	オランダ
2002	カドミウム含有硫化亜鉛化合物	55トン	オーストラリア	中国
2003	金属水酸化物スラッジ	1000トン	マレーシア	日本
2003	錫・鉛ベアリング屑	157トン	日本	ベルギー

(注) 香港の環境保護署が事前に承認したもの。不正に輸出入されたものは含んでいない。

(出所) 環境保護署ホームページ (<http://www.epd.gov.hk/epd/>) に掲載されているデータより作成。

輸出される有害廃棄物の中継地となっている（表4-2参照）。

第2節 廃プラスチックと香港

1. 廃プラスチック貿易に果たす香港の役割

第1節の議論から明らかなように、香港における再生資源貿易で大きな地位を占めているのは廃プラスチックであり、ほぼ全量その輸出先は中国である。そして、中国の廃プラスチック輸入の6割弱が香港からの再輸出、あるいは地場輸出によるものとなっている。香港で陸揚げされ、中国へ輸出される廃プラスチックの輸送経路は河川輸送ルート、陸送ルートの2つに大別される。代表的なルートは、以下のとおりである⁽²⁾。

- ・ 諸外国→香港→（河川路）→^{サーティン}沙井港（深圳）→（陸路）→^{ガンデン}雁田（東莞、ここで通関）→（陸路）→塘夏の工場
- ・ 諸外国→香港→（陸路）→深圳（ここで通関）→（陸路）→汕頭の工場
- ・ 諸外国→香港→（陸路）→東莞（ここで通関）→広州の工場

香港経由で大量の廃プラスチックが、中国へ輸出される背景には、この地域における廃プラスチック再生産業の発展の経緯が大きく関係している。中国の対外開放以前、廃プラスチックを含めた再生産業が発展していたのは、香港・台湾である。改革開放後は、より安い人件費を求めて香港、台湾の工場が中国大陸に移転していった。中国では、再生処理する上で重要な選別工程で低廉かつ豊富な人手を使うことができ、加工コストも抑えることできる。また、同様に、再生プラスチックの需要先である、プラスチック製品の工場も中国に立地している。中国に輸入された廃プラスチックの多くは、広東省等でビデオテープ、ステレオの外枠、繊維、玩具等の日用品として製品化され、再び、海外に輸出される。

自由貿易港である香港は、廃プラスチックの輸出入に関税がかからない。また、加工貿易（来料加工：輸入した材料で製品を輸出する場合）目的で中国に輸入される廃プラスチックには、増値税（付加価値税の一種）等もかからない⁽³⁾。

最終製品が輸出されれば、中国へ工場を移転しても、関税・増値税を追加的に負担する必要はない。

日本等諸外国から、中国向けに再生資源を輸出する際には、船積み前検査が義務付けられているが、香港への輸出に当たっては、船積み前検査が必要ない。また香港で行われる通関時の検査は、中国本土に直接輸入される場合のそれに比べて相対的にゆるやかであると言われている。また、中国では法律によって、廃プラスチックの輸入にも輸入許可証が必要であるが、香港においては中国のこの規制が適用されないため、輸入許可証取得の必要もなく、輸入手続きも簡便で済む。そのため、ある程度の原料を香港にストックしておき、原料調達のバッファとなる経路として香港を活用する企業も多い。香港経由で中国へ再輸出する際は香港でCCIC（中国検験認証集団有限公司）の船積み前検査を受けることとなり、輸出国によっては、検査料が香港の方が安い場合もある。

また、他の商品の場合と同様、香港には信用供与や外貨決済といったサービス提供の面において優位性があることも、関係企業に香港経由を選択させるインセンティブ（誘引）を与えている。

最後に、金属スクラップと比べると、廃プラスチックは、軽く、運搬・保管が容易である。香港で陸揚げし、運搬・保管するデメリットが、廃プラスチックは小さいといえる。

このような要因が重なり合い、香港経由で中国へ輸出される廃プラスチックが多くなっていると考えられる。

2. 香港プラスチック再生原料協会の廃プラスチック貿易再開への努力

香港プラスチック再生原料協会は、会員100社余りを有す非営利団体であり、その会員企業の9割以上が、深圳、東莞、惠州など中国国内に工場を移している。

1996年4月1日、中国政府はすべての廃プラスチック原料の輸入を禁止した。北京郊外において、アメリカから古紙と称して輸入された廃棄物の中に使い捨ての注射器、紙おむつ等の廃棄物や廃タイヤ等の輸入禁止物が含まれていることが発覚し、この「洋ごみ」事件をきっかけに輸入禁止措置がとられたのである。これによって、廃プラスチック再生産業界関係者が受けた打撃は大きく、これら関係者の間では中国政府の関係部門に訴えていくことが必要だとの声が

強まった。そのためには、個々の企業がそれぞれ動くのではなく、廃プラスチック再生産業の団体組織を設立し、業界として中国政府に訴える活動を行うことが重要だとの考え方に達し、1996年5月、同協会が設立されたのである。同協会の陳秩龍会長は中国国務院へ直接アプローチし、「問題は一部の廃棄物（あるいは廃プラスチック）にあり、すべてを一律に禁止するのは適切な措置といえない」と強く訴えた⁽⁴⁾。

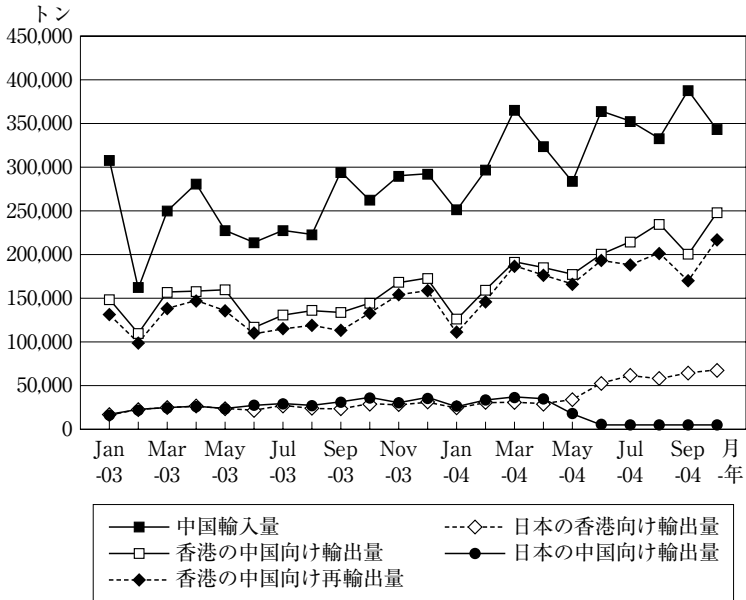
陳秩龍会長によれば、当時中国国内では、外国からの輸入廃棄物が問題を生じさせた場合の監督責任がどの部局にあるのかははっきりしておらず、これもあって関係当局が互いに責任を押し付け合う状態であったという。同協会は中国政府に対し、廃棄物取引の早い段階で検査を実施すれば非衛生的な廃棄物の国内流入は防止することができることを主張し、船積み前検査を前提に廃棄物原料の輸入を改めて解禁することを働きかけた。結果的には、中国政府はこの提案を受け入れ、CCICの海外子会社が海外から中国本土への廃棄物輸出に関する船積み前検査業務を担当することとした。香港ではCCICの出先機関として中国検査有限公司（CIC）が船積み前検査を行うこととなり、1997年7月、輸入の再開が実現している⁽⁵⁾。

3. 最近の廃プラ貿易の動向

中国側の統計によれば2000年における廃プラスチックの輸入量は約200万トンである。一方香港側の統計では中国への再輸出量は142万トン、両者から単純に計算すれば、中国が輸入している廃プラスチックの7割が香港を経由していることになる。しかし、2003年の統計で見ると、香港を経由せずに中国に直接輸出される量が拡大してきていることが窺える。中国側の統計によれば2003年の輸入量は302万トン、一方、香港側の統計では中国への再輸出量は154万トンである。中国の輸入にしめる香港経由の廃プラスチックは、2000年の7割から2003年には5割ほどへ低下している。香港からの中国向け再輸出は絶対量としては依然増加しているが、相対的には減少傾向にあった。

図4-1は、2003年1月以降の日本から中国・香港、香港から中国への廃プラスチック輸出の月別データ等をプロットしたものである。これを見ると、中国向けの輸出が2004年5月から事実上ストップし、代わって香港向けの輸出が増加している。これは、日本から大量の本来リサイクルできないものが廃

図4-1 日本・香港から中国への廃プラスチック輸出の推移（2003年1月以降）



(出所) 中国、香港、日本の貿易統計に基づく。

プラスチックと偽って持ち込まれたという事件をうけ、中国が2004年5月日本からの廃プラスチックの輸入を全面的に禁止したことによる⁽⁶⁾。日本から中国へ直接輸出できなくなり、香港へ向かうようになった廃プラスチックは、香港の日本からの輸入量が2004年3月の4万7000トンから10月には7万8000トンまで増加していること、地場輸出量（輸出量と再輸出量の乖離分）が増大していることから、香港でいったん陸揚げされ、何らかの加工をほどこされ、付加価値を高めた後、中国向けに輸出されていると解釈できる。この結果、中国の輸入量にしめる香港からの輸入（香港側の再輸出および地場輸出のデータにもとづく）は、2004年1月には5割程度であったのが、2004年10月には、7割を超えている。この輸出禁止措置はこれまでのところ依然続いているが、この禁止措置が解除されれば、再び、日本から中国に直接輸出される廃プラスチックの量は再び拡大するものと考えられる。

4. 中国側貿易統計の信頼性

表4-1を見れば分かるように、1999年以前の廃プラスチック貿易に関する中国側の統計はまったく当てに出来るものではない。1998年以前にあっては、中国側の発表した全世界からの総輸入量が香港の貿易統計で示される中国への総輸出量（香港からの地場輸出と再輸出の合計）を一貫して大幅に下回っている。前者が後者を上回り、それなりに納得のいく数値になるのは1999年以降のことに過ぎない⁽⁷⁾。

このような中国の統計データに見られる変化の背景としては、1998年夏以降中国政府が密輸撲滅キャンペーンを開始したことも無関係ではないと考えられる。例えば自動車、化学繊維に至るまで、横行する大掛かりな密輸に業を煮やした政府のとった断固とした措置が功を奏し、密輸はかなりの程度減ったと言われている。中国の税関を通過して正規に中国国内に持ち込まれる廃プラスチックが増加し、あるいは、税関での過少申告が減少し、これが貿易統計にも反映されたものと考えて良いように思われる。また、1996年から中国が行っていた廃プラスチックの輸入制限が、1997年7月頃から緩和され、正規の手続きで輸入がしやすくなったことも、影響していると考えられる

第3節 香港由来の再生資源の中国への輸出

人口約680万人に過ぎない香港は、その域内での廃棄物発生量だけではリサイクル産業の成立には十分でない。また、賃金水準が例えば中国に比べはるかに高くなってしまったこともあり⁽⁸⁾、香港で回収された様々な再生資源は、輸出に回され、海外でのリサイクルの原料とされている（表4-3参照）。域内で回収され、リサイクルされる比率は、プラスチックで約9%、古紙でも19%にすぎない。鉄スクラップにいたっては100%が輸出されている。

香港で発生し中国に輸出される再生資源の出荷時の状態は、中国が他の国、地域から輸入している再生資源に比べて品質が劣り、中国の国内管理基準も必ずしも十分に満たしていないように見受けられる。筆者らが訪問した再生資源回収業者は、PETボトルは、洗浄済みフレーク（薄片）ではなく、圧縮したボール（梱）状で出荷され、中国が輸入を禁止している使用済みの給湯器も若干

表4-3 2003年の資源回収・リサイクル量

(単位：千トン)

	香港内リサイクル	輸出	輸出比率
プラスチック	19	188	90.8%
紙	149	633	80.9%
鉄	0	1202	100%
非鉄金属	7	73	91.3%
その他	33	73	68.9%

(出所) 環境保護署ホームページ (<http://www.epd.gov.hk/epd/>) に掲載されているデータより作成。

つぶして容積を下げた程度で取引されていた。

香港で発生する電子・電気廃棄物についても同様の指摘がある。グリーンピース・チャイナの推定では、香港では年間45万台のパソコンが廃棄されているという。その一部は香港域内で処理され最終的には埋立て処理されているが、残り約38万台のほとんどは、合法、非合法のいずれにせよ、何らかの経路で中国大陸に持ち込まれているものと見られている⁽⁹⁾。

第4節 香港の再生資源・有害廃棄物の輸出入の管理

1996年7月2日アメリカからの廃プラスチックに対して福州で輸入の許可が下りず、シップバックが命ぜられるという事態が生じた。このケースではアメリカの輸出元がシップバックを拒否したため、当該貨物が香港港で2ヵ月滞留することとなった。この事件を受けて、香港政府は同年12月に施行予定であった「廃棄物処置条例」(WDO: Waste Disposal Ordinance)を前倒しして9月に施行した。

廃棄物処置条例ではその属性に従い、廃棄物を2種類に分類している(附属別表6および7)。^①附属別表6にリスト・アップ(列記)されているもの(非有害)、^②汚染されていない廃棄物(WDOの定義において)、および^③輸送目的が再加工・再使用・リサイクルであるものは、香港環境保護署が発行する許可証なしで輸出入できる。廃電池、廃油、廃テレビ・モニター等附属別表7に記載される廃棄物は有害廃棄物であり、これらの輸出入・経由措置には許可証が必要である。

中国と香港は1国2制度の原則を廃棄物に関しても適用し「2つの異なる管理体制」を実施しているため、中国の規制は香港では適用されないことに注意する必要がある。例えば、中国は2000年に中古電子電気製品の輸入を禁止しているが、香港においては許可証を取得すれば、中古の電子電気製品であっても、輸入は可能である。

一方、香港も含めた中国国内の廃棄物移動を管理するため2000年1月に中国の環境保護総局と香港環境保護署は覚書を締結している。この「内地との廃棄物の移動に関するマニフェスト」と題する覚書は、中国内地・香港間の有害廃棄物の越境移動についての事前通知・承認の原則を定めたものであり、香港域内では引き続き既存の廃棄物処置条例に基づき管理を行うと規定している。ここでいう有害廃棄物とはバーゼル条約（附属書I、IIおよびIIXに記載されているA表）で規定するもの、中国（内地）の法規で規定するものおよび香港特区の法規で規定するもの、をさす。また、中国および香港特区政府は、両地域が共同で処理困難な廃棄物の管理を行うことを検討するとし、具体的には、①香港特区で発生した低濃度放射線廃棄物を内地へ移出し貯蔵および処理を行うこと、②香港特区の化学廃棄物処理センターにおいて内地から移入した有害廃棄物を処理することが含まれる。

しかし、このマニフェストが謳っている「事前通知」の原則はまったく有名無実だという批判もある（Greenpeace China [2003]）。というのは、香港税関の「輸出入（登録）規制」により、貨物が香港を出てから14日以内に申告書を税関に提出すればよいとされているからである。香港から広東の港までは、通常船で1日しかかからないから、仮に運んだのが廃パソコンだとすると、期限である14日目に申告書を提出するころには既に「再生処理」等すべて終わった後であろう。

環境保護署は、輸入される再生資源、輸出される再生資源をそれぞれ調査する検査チームを作っており、税関等からの通報に基づき調査・摘発を行っている。このような摘発を行う際には、汚染されているかどうか、廃棄物にあたるかどうかの判断基準が必要となる。「汚染された廃棄物」については、廃棄物処置条例において、人間の健康、財産あるいは環境に対するリスクがかなり高くなっている廃棄物や、環境に優しい形でリサイクルが行えないような廃棄物と定義している。中古のテレビとコンピューターについては、安全面、性能面

で完全な状態であり、輸出前に動作確認がされており、梱包もきちんとなされていること等を求めている⁽¹⁰⁾。最近では、廃テレビやコンピューターの廃モニターを有害廃棄物と見なし、正規の手続きをふまずに持ち込まれた廃テレビや廃コンピューター・モニターを、輸出国に送り返す措置をとっている（表4-4参照）。

例えば2003年の8月には、香港環境保護署および税関が有害電子廃棄物違法輸出の一斉取締り合同対策活動の一環として、ある中国船籍の船を調べたところ、約1000台の中古パソコンモニターやテレビ等を発見している⁽¹¹⁾。この事件については、有害廃棄物の越境移動に関連して初めての懲役判決が下され、話題となった。許可証なしで有害廃棄物を輸出しようとしたとして、香港の東区裁判所はこの事件の被告人である船主に対して2ヵ月の懲役判決を言い渡したという⁽¹²⁾。環境保護署の発行する許可証なしで有害廃棄物を輸出入したものに対しては、初犯の場合20万香港ドル以下の罰金及び6ヵ月以下の禁固刑、再犯の場合罰金50万香港ドル及び2年以下の禁固刑、と廃棄物処置条例で定められている。

2004年3月1日より、環境保護署と税関は、電子・電気廃棄物（E-waste）の輸入の取締りに焦点をあてた“Trigger”というプログラムを始めている。4月30日までに133の疑わしいケースが調査され、うち15件で実際にE-wasteの不正輸入を摘発したという⁽¹³⁾。また、2004年9月には、許可証なしに、廃コンピューター・モニターを中国に輸出しようとした2隻の船が摘発されている⁽¹⁴⁾。環境保護署によると、証拠が十分にそろい摘発・立件できる件数は多くなく、表4-4の事例は氷山の一角に過ぎないという。

このように香港では、E-wasteの越境移動に関する規制の執行を強化する方向にあるとはいえる。しかし、この場合の執行の強化も「言うは易く、行うは難い」。依然として、多くの中古電子電気製品（特にブラウン管TV等）がリユースを名目に香港経由で輸出されている。Greenpeace China [2003]によると、広東省の貴嶼鎮に海外から集まってくる電子廃棄物は、香港経由でまず広州や南海に入り、その後同鎮⁽¹⁵⁾に運ばれているという。また、2004年7月にNHKが放映した「にっぽんの“ゴミ”大陸へ渡る——中国式リサイクル錬金術」では、日本から輸出された廃コンピューターが、いったん香港に陸揚げされた後、フェリー等をつかって中国に密輸されている実態が報じられている。

以上の説明から明らかなように、現行の「1国2制度」の下では、中国の規制・基準は特別行政区である香港には適用されないため、中国が輸入を禁止しているものや中国の輸入基準を満たせないものであっても、香港であれば輸入

表4-4 1996年以降 香港で摘発された有害廃棄物の輸入

発生日	輸入元	輸入された廃棄物の種類	登録されていた品名	輸入量
1996.4	ドイツ(ベルギー、オランダ経由)	家具廃棄物、工業廃棄物	不明	700トン
1996.4-5	USA	医療廃棄物、生活ごみ、古紙、廃プラスチック	不明	480トン
1996.8	USA	家具廃棄物	廃プラスチック	200トン
1996.11	USA	不明	不明	1コンテナ
1996.11	オーストラリア	廃電池	不明	40トン
1997.1	オーストラリア	廃鉛片	不明	1015トン
1997.2	オーストラリア	廃鉛廃棄物	不明	20トン
1997.7	オーストラリア	廃PCなど	金属くず	不明
1997.7	USA	廃棄物	不明	不明
1998.1	台湾、韓国、USA、フランス	汚染されたプラスチック	プラスチックくず	38コンテナ
1998	不明	変圧器5台	不明	14トン
1999.4	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	1コンテナ
1999.7	マレーシア	廃バッテリー	金属スクラップ	1コンテナ
1999.9	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	2コンテナ
2000.7	イギリス	廃水入りプラスチック・ボトル	廃プラスチック	1コンテナ
2000.10	日本	87のドラム缶に入った一次電池	ミックス・メタル	26トン (1コンテナ)
2001.1	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	1コンテナ
2001.2	USA	廃バッテリー	ミックス・メタル	1コンテナ
2001.4	日本	廃コンピューター・モニターと廃テレビなど300台	ミックス・メタル	15トン (1コンテナ)
2001.5	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	7コンテナ
2001.7	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	1コンテナ
2002.2	USA	廃ブラウン管	ミックス・メタル	1コンテナ
2002.2	カナダ	家庭/都市ゴミ	廃プラスチック	1コンテナ
2002.4	日本	廃コンピューター・モニター1100台	ミックス・メタル	72トン (4コンテナ)
2002.10	韓国	廃バッテリー	ミックス・メタル	1コンテナ
2003.10	USA	廃コンピューター・モニター	ミックス・メタル	1コンテナ
2003.11	日本	廃コンピューター・モニターと廃テレビ800台	中古コンピューター・モニターとテレビ	14トン
2003.11	日本	130台の廃コンピューター・モニターとその他の電子廃棄物	中古コンピューター・モニターとテレビ	28トン
2003.12	シンガポール	廃コンピューター・モニター	中古コンピューター・モニターとビデオ	1コンテナ

(出所) 香港環境保護署資料等より作成。

が可能である。そして、香港から中国大陸への越境移動については、最近規制が強化されているとはいえ、必ずしも監視の目が十分に行き届いているわけではないため、中国が輸入を禁止しているもの等が香港を経由して中国へ輸入されていると考えられる。

第5節 国際的なネットワークと香港

中国と香港は「1国2制度」の下、バーゼル条約への参加は国としての中国が行い、同条約で求められている輸出入の管理は中国本土と香港がそれぞれの法律、条例に基づき、個別に実施している。そのため、バーゼル条約事務局のホームページに掲げられている中国政府の報告には、香港に関する記述はほとんどない。

他方、EUの有害廃棄物の越境移動を管理するための政府担当者のネットワークであるIMPEL-TFS⁽¹⁶⁾の会議には、香港の環境保護署のスタッフが招かれている。香港という中継地は輸出側と輸入側、双方の間に立っているというその立場上、例えば輸入の許可が下りずシップバックが命ぜられるような場合には、輸出元の特定や搬送手続き等において重要な役割を担うことになる。そして時には、1996年の福州シップバック事件の時のように、輸出側のシップバック拒否によって、廃棄物が長期間滞留するといった問題にも直面することにもなる。規制・監督の担当者間の情報交換の場に招かれた事実は、2000年以降欧州からアジアへの再生資源輸出も急増していることもあり、経由地・中継地としての香港の役割をEUが重視している表れだと考えられる。

アジア地域に目を転じると、今度は香港の環境保護署がE-waste越境移動の管理強化について、各国政府の有害廃棄物の越境移動担当部局に、協力を呼びかけている⁽¹⁷⁾。アジア諸国がEUにならって、協調して有害廃棄物の輸出入管理を行っていくためのネットワークを作る場合にも、今や「世界の工場」そして巨大な市場となった中国を後背地とする中継地・香港が、大きな役割を担うことを求められるのは、当然のことと言えるだろう。

【注】

- (1) 沢田 [1997] を参照。
- (2) 詳細は、寺園淳ほか [2004] を参照。
- (3) ただし、廃プラスチックを香港から中国へ輸出し、中国で再生プラスチックから作られた製品が消費される場合には、増徴税が廃プラスチックにも課せられる。
- (4) 1996年5月22日『香港中国通信社』。
- (5) 2004年11月3日に行った香港プラスチック再生原料協会・陳秩龍会長からのヒアリングによる。なお、日本から中国に直接輸出する際には、株式会社日中商品検査が船積み前検査を担当している。
- (6) 詳しくは、本書の第2章、第3章を参照頂きたい。
- (7) 香港の貿易統計で中国へ再輸出されたものの一部は、中国の貿易統計ではもともとの輸出国からの輸入と記録されており、数字が完全に一致することはない。
- (8) 人口が少なくても、賃金等のコストが安ければ、再生資源を輸入することでリサイクル産業が成立する可能性もある。プラスチックのリサイクルは、そのようなケースといえるが、賃金の高騰等に伴い、徐々に工場の中国への移転が進んだ。
- (9) Greenpeace China [2003] による。
- (10) しかし、何をもって「汚染されていない」とするのか、その尺度については具体的に特別の定めがあるわけではなく、検査者のその場の判断によるとというのが実態である。
- (11) 「廃棄物処置条例 はじめての“判決”」『中山日報』2003年8月24日。
- (12) 「廃棄物処置条例 はじめての“判決”」『中山日報』2003年8月24日。
- (13) 香港・環境保護署の“Enforcement against hazardous e-waste movement strengthened”と題する2004年4月30日付けプレスリリースに基づく。
- (14) 香港・環境保護署の“Vessel masters convicted for exporting hazardous waste”と題する2004年9月22日付のプレスリリースによる。
- (15) 広東省の貴嶼鎮には、電子廃棄物の解体や基板からIC等を取る小規模業者が密集しているが、必要な汚染対策もろくに施されておらず、中国国内のみならず、国際的にも有名な地域となっている。詳しくは、本書第3章および Basel Action Network and Silicon Valley Toxic Coalition [2002] を参照。
- (16) くわしくは、本書第6章を参照。
- (17) 香港・環境保護署の“Vessel masters convicted for exporting hazardous waste”と題する2004年9月22日付のプレスリリースによる。

【参考文献】

〈日本語文献〉

秋山憲治 [2000] 「中国の密輸と取締り強化」、『海外事情』、Vol.48、No.1、pp.67-81、拓殖大学海外事情研究所。

寺園淳ほか [2004] 『アジア地域における資源循環・廃棄の構造解析』〔平成15年度廃棄物処理等科学研究研究報告書〕、国立環境研究所・国連大学高等研究所・東京大学大学院。

沢田ゆかり [1997] 「香港の貿易構造の変化——アジアNIEsから中国の窓口へ」、山本泰子・野田谷助編『香港・台湾・中国の貿易構造と香港の再輸出貿易統計』、アジア経済研究所。

黄秀芳 [1999] 「特集 全国で密輸一掃キャンペーンを展開」、『人民中国』、No.549、1999年3月号、pp.14-25。

〈外国語文献〉

Basel Action Network and Silicon Valley Toxic Coalition [2002] *Exporting Harm: The High-tech Trashing of Asia*.

Environmental Pollution Department [1996] *Control on Import and Export of Waste, Hong Kong*.

Greenpeace China [2003] 『香港：電子毒物自由港？』。